

# 浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する業務委託契約（請負の契約に限る。）の競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の10第2項及び第167条の13並びに浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第11条第2項、第14条第1項及び第19条の規定に基づき、契約の内容に適合した履行を確保するための最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、一般競争入札及び指名競争入札により業務委託契約（請負の契約に限る。）を締結しようとする場合（総合評価方式で行われる場合を除く。）において次のいずれかに該当するときに適用する。

- (1) 次条第2項各号に掲げる業種の委託契約を締結しようとする場合における予定価格が100万円を超えるとき
- (2) 次条第2項各号に掲げる業種の委託契約を締結しようとする場合以外で業務委託契約等検討会議により必要と認められたとき

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）の対象となる契約を締結しようとする場合については、適用しない。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として、入札前にあらかじめ設定した価格をいい、この額を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

2 最低制限価格は、法で定める最低賃金に必要な経費を加算した額とする。ただし、測量業務、土木設計・補償コンサルタント、地質調査及び建築設計業務委託の最低制限価格は、予定価格の60%～80%（地質調査においては2/3～85%）の範囲とし、次の業種区分ごとの算定方法を用いて求められる額に100分の95を乗じて得た額（千円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額）に100分の108を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務 直接測量費＋測量調査費＋（諸経費×0.45）

(2) 土木設計・補償コンサルタント

ア 国土交通省所管に係るもの

直接人件費＋直接経費＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.45）

イ ア以外に係るもの

直接人件費＋直接経費＋（諸経費×0.6）＋（技術経費×0.6）

(3) 地質調査 直接調査費＋間接調査費×0.9＋（解析等調査業務経費×0.8）＋（諸経費×0.45）

(4) 建築設計業務 直接人件費＋特別経費＋（技術料等経費×0.6）＋（諸経費×0.6）

3 最低制限価格は、予定価格調書に記載しなければならない。

4 最低制限価格は、予定価格決定者が決定する。

附 則

この要領は、平成 18 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 2 月 7 日から施行する。
- 2 浜松市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に予定価格調書において設計額を作成する業務委託契約に適用し、同日前に設計額を作成した業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日以降に公告及び指名通知を行う業務委託契約に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる執行の決定に係る契約について適用し、同日前に行われた執行の決定に係る契約については、なお従前の例による。